

3) 陸上動物（工事の実施）

(1) 事後調査を行うこととした理由

改変区域において確認された重要な種のうち、地上徘徊性で移動能力が小さく、個体が消失することにより事業実施区域周辺の個体群の存続に影響があると考えられる重要な種及び国指定天然記念物の14種については、類似環境への自力移動を促すか捕獲移動を行う、或いは生息環境の創出及び創出した生育環境への捕獲移動を行うこととしている。ただし、移動先での生息状況などについて、現時点では環境保全措置の効果に係る知見が不十分であることから、事後調査を行う。

(2) 事後調査の項目及び手法

事後調査の項目及び手法は以下のとおりである。

項目	移動後の重要な種の生息状況
調査地点・範囲	移動地及びその周辺
調査時期等	調査期間は工事直前から工事の実施及び飛行場の施設の供用後3～5年間程度。 調査時期は移動後1年目は年4回とし、その後状況に応じて見直し、最低年に2回。
調査方法	自力移動或いは捕獲移動させた個体の存続については、個体識別及び再捕獲が困難であることから、動物相調査として、移動させた重要な種の個体群が移動先において存続しているかどうかを把握する。 移動地及びその周辺において踏査及び目視調査、任意採集、トラップ採集などを行い、出現状況及び確認地点を記録する。また、オカヤドカリ類などマーキングにより個体識別が可能な場合は、可能な限り移動個体の識別を行う。

(3) 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応の方針

事後調査委員会（仮称）の指導・助言を受けて、環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図る。

また、今後、重要な生物が新たに確認された場合は、専門家の指導、助言を得た上で、必要な調査を実施し、事後調査委員会（仮称）に諮り、適切な措置を講じることとする。